

受けた者

(入所手続等)

第8条 援護施設に入所しようとする者(前条第3号に規定する者を除く。)又はその保護者(配偶者、親権を行う者又は後見人等で、前条に規定する者を現に保護するものをいう。)は、規則で定める手続きにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- 1 入所者(援護施設への入所の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が定員に達しているとき。
- 2 感染症に罹患している者であるとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が援護施設の管理上支障があると認めるとき。

(費用負担)

第9条 援護施設の入所者(第7条第3号に規定する者を除く。)は、法第15条の11第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額を納めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で入所者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収することができる。

(入所承認の取消等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承認を取り消し、又は入所を停止し、若しくは入所を制限することができる。

- 1 入所者が第8条第2項第2号又は第3号に該当すると認めるとき。
- 2 災害その他の事故により、援護施設の利用ができなくなったとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第11条 入所者は、援護施設に損害を与えた場合

には、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第12条 区長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人に対し、援護施設の管理を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、入所者がこの条例施行の際に入所承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、入所の承認をすることができる。

別表(第3条関係)

| 種類 | 名称 | 位置 |
|---------------|-----------------|-----------------------|
| 知的障害者 更生施設 | 足立区綾瀬 福祉園 | 東京都足立区東綾瀬一 丁目2番2号 |
| | 足立区神明 福祉園 | 東京都足立区神明南二 丁目6番18号 |
| | 足立区谷在家 福祉園 | 東京都足立区谷在家三 丁目13番1号 |
| 知的障害者 授産施設 | 足立区神明 福祉作業所 | 東京都足立区神明南二 丁目6番18号 |
| | 足立区谷在家 福祉作業所 | 東京都足立区谷在家三 丁目13番1号 |

(提案理由)

知的障害者福祉施設を再編するとともに、知的障害者福祉法の改正に伴い支援費制度を導入する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第105号議案

足立区障害福祉センター条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区障害福祉センター条例

足立区障害福祉総合センター条例（平成2年足立区条例第35号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、足立区障害福祉センター（以下「障害福祉センター」という。）を設置することにより、障害者（障害児を含む。以下同じ。）に対し、必要な相談、指導及び訓練等を行い、もって社会活動への参加及び自立を促進するとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 障害福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区障害福祉センター

位置 東京都足立区梅島三丁目31番19号

（施設及び定員）

第3条 障害福祉センターには、次の施設を設ける。

- 1 障害者に対する相談及び評価等に必要な施設
 - 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター
 - 3 身体障害者福祉法第4条の2第9項に規定する相談支援事業に必要な施設
 - 4 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設
 - 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する知的障害児通園施設
 - 6 障害者の雇用支援に必要な施設
- 2 前項に定める施設の定員は、区長が別に定める。

（事業）

第4条 障害福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 障害者に対する相談及び評価等に関すること。
- 2 前条第1項第2号の施設における身体障害者デイサービス事業に関すること。
- 3 前条第1項第3号の施設における相談支援事業に関すること。
- 4 前条第1項第4号の施設における通所による知的障害者の生活適応訓練及び就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。
- 5 前条第1項第5号の施設における知的障害児に対する通所による生活適応訓練及び指導助言に関すること。
- 6 障害者に対する通所による生活適応訓練及び機能訓練等に関すること。
- 7 障害者の雇用支援に関すること。
- 8 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

（休業日）

第5条 障害福祉センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで

（利用者の範囲）

第6条 障害福祉センターの各施設（第3条第1項第1号、第3号及び第6号に規定する施設を除く。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 1 第3条第1項第2号に規定する施設
- イ 身体障害者福祉法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者
- ロ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
- ハ 第4条第6号に規定する事業の対象者で、

区長が規則で定めるもの

2 第3条第1項第4号に規定する施設

イ 知的障害者福祉法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者

ロ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置を受けた者

3 第3条第1項第5号に規定する施設 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置を受けた者

2 前項に定めるもののほか、区内に居住する障害者で区長が特に必要と認めたものは、前項第2号に規定する施設（知的障害者更生施設を除く。）を利用することができる。

（利用手続等）

第7条 障害福祉センターを利用しようとする者

（前条第1項第1号ロ、第2号ロ及び第3号に規定する者を除く。）又はその保護者（配偶者、親権を行う者又は後見人等で、前条に規定する者を現に保護するものをいう。）は、規則で定める手続により申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

1 利用者（障害福祉センターの利用承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達しているとき。

2 感染症に罹患している者であるとき。

3 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

4 障害福祉センターの管理上支障があると認めるとき。

5 前各号に定めるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

（利用料）

第8条 障害福祉センターの利用者（第6条第1項第1号ロ、第2号ロ及び第3号に定める者を除く。）は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。

1 第4条第2号に規定する事業 身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額

2 第4条第4号に規定する事業 知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額

3 第4条第8号に規定する事業 身体障害者福祉法第17条の10第2項第2号の規定により身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において規則で定める額

2 前項に定めるもの以外の事業の利用料は、無料とする。

3 前2項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴取することができる。

（利用承認の取消等）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

1 利用者が第7条第2項第2号、第3号又は第4号に該当すると認めるとき。

2 災害その他の事故により、障害福祉センターの利用ができなくなったとき。

3 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

（損害賠償の義務）

第10条 利用者は、障害福祉センターの施設等に損害を与えた場合には、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

(提案理由)

足立区障害福祉総合センターの再編に伴い、足立区障害福祉センターを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第106号議案

足立区身体障害者更生援護施設条例

右の議案を提出する。

平成1年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区身体障害者更生援護施設条例

足立区大谷田就労支援センター条例（平成13年足立区条例第54号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、足立区身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、身体障害者の社会参加及び自立を促進し、もって身体障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(施設の種類)

第2条 更生援護施設は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センターとする。

(名称及び位置)

第3条 更生援護施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第4条 更生援護施設の定員は、区長が別に定める。（事業）

第5条 更生援護施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 身体障害者の生活適応能力及び就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。
- 2 知的障害者の生活適応能力等の向上を図るために区長が必要と認める事業

(休業日)

第6条 更生援護施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで

(利用者の範囲)

第7条 更生援護施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 身体障害者授産施設
 - イ 法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者
 - ロ 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条に規定する旧措置入所者
 - ハ 法第18条第3項の規定による措置を受けた者
- 2 身体障害者福祉センター
 - イ 法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者
 - ロ 法第18条第1項の規定による措置を受け